別表六の二（二十一）付表　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の６第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の６第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二(二十一)付表を削る。

別表六の二(二十一)の表中「雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十三)付表「１」の合計）」を「雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十二)付表「１」の合計）」に、「個別給与控除額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十三)「16」の合計）」を「個別給与控除額の合計額（各連結法人の別表六の二(二十三)「22」の合計）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の㉔」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の㉒」）」に、「別表六の二(二十三)付表「１」　円」を「別表六の二(二十二)付表「１」　円」に改め、同表の記載要領第11号中「第39条の47第６項第２号イ」を「第39条の46の２第６項第２号イ」に改め、同第11号㈢中「第39条の47第13項第２号ロ」を「第39条の46の２第13項第２号ロ」に改め、同表を別表六の二(二十一)とし、同表の次に次の１表を加える。